

環境審査顧問会火力部会

議事録

1. 日 時：平成27年9月28日（月） 13：56～15：52
2. 場 所：経済産業省別館1階 104各省庁共用会議室
3. 出席者

【顧問】

市川部会長、岩瀬顧問、角湯顧問、河野顧問、小島顧問、近藤顧問、島顧問、鈴木伸一顧問、鈴木雅和顧問、鈴木靖顧問、日野顧問、村上顧問、山本顧問

【経済産業省】

長村統括環境保全審査官、松浦環境審査担当補佐、高取環境審査分析官、長井環境保全審査官、渡邊環境アセス審査専門職

4. 議 題：（1）環境影響評価方法書の審査について

福島ガス発電株式会社 相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画 環境影響評価方法書

- ・ 方法書の概要、補足説明資料、意見の概要と事業者見解、福島県知事意見の説明及び質疑応答
- ・ 方法書に係る審査書（案）の説明及び質疑応答

（2）その他

5. 議事概要

（1）開会の辞

（2）配付資料の確認

（3）環境影響評価方法書の審査について、福島ガス発電株式会社 相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画について、事務局から方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者見解及び福島県知事意見の概要説明を行った後、質疑応答を行った。

（4）環境影響評価方法書の審査について、福島ガス発電株式会社 相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画について、事務局から方法書に係る審査書（案）の説明及び質疑応答を行った。

（5）閉会の辞

6. 質疑内容

福島ガス発電株式会社 相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画 環境影響評価方法書
<方法書の概要、補足説明資料、意見の概要と事業者見解、福島県知事意見の説明>

○顧問 最初に、資料2―3の現地調査のときの意見に対する回答という補足説明資料について、ご意見、ご質問等をお願いします。

○顧問 現地調査のときに、気象の観測が一番気になりました。

補足説明資料2.の上層気象を観測されない理由ですが「利用可能な情報が存在しなかったため」と書かれています。ドップラーソーダやライダーなど観測する手段があるのに、これを理由に書かれるというのは不本意かと思えます。

そうであっても、有効に地上データを使うということで進めていただきたい。煙突高さが低いので、通常の高層観測だと50mピッチでデータを整理するのですが、それだと恐らくデータが足りなくて、べき指数の算定に、例えばデータが3点ぐらい対数則になっているというのを確認してからでないかと当てはめられないので、高層観測データの処理の工夫をしてやらないと、データの信ぴょう性がなくなるのではないかと思います。準備書段階で気をつけて解析してください。これはコメントです。

補足説明資料3.の隣接する火力発電所のタービン建屋の影響ですが、これだと建屋の高さの10倍以内に気象観測点があるので、地上気象の観測の風データとしては影響があります。ここに書かれている記述では、ここでしか観測点を選べないとか、電源的な問題とか、社会的な問題とか、周辺環境の理由がいろいろ書かれていますが、肝心の風に関する影響がどうかということが一切書かれていません。一体どうやって準備書段階で確認されるのか、その辺をお聞きかせください。

○事業者 補足説明資料5ページ一番下に、場所を選定した理由について「地域気象観測所を参考に比較検討する予定です」と記載させていただきました。

実際は、今、ご覧いただいた場所で観測をしているわけですが、その他の地域気象観測所としましては、3章のところに記載がありますが、北方の新地町役場の新地局、南の方には相馬局があります。方法書の24ページですが、距離間、それから設置地点という問題はあるかとは思いますが、まずは年間観測したデータと、こちらのデータを比較してみたいと考えております。

コメントでいただきましたゾンデの件ですが、高層気象につきましては、取りまとめ

の内容としましては25mピッチでデータを取得しようと考えております。それ以外も、これはこの後の工夫になるかと思いますが、GPSゾンデは最新型のものを使っておりまして、そちらの処理の中でどの程度まで細かくできるかというところは考えてみたいと思います。基本としては25mピッチで考えています。

○顧問 ゾンデの件は25mピッチで、煙突高さを挟む3点でフィットしてみて、対数則に合っていればいいのですが、乗っていない場合とかいろいろ出てくると思うので、その辺はデータを見た上で、適切に解析をしていただきたいと思います。

アメダスとの風配の比較ですが、方法書24ページを見ても、新地と相馬で風配が違います。新地は西や西北西の風が多くて、相馬は南西が一番多い。そうすると、一体何をもってこの対象地域の風配とするかが一番重要で、風配が正しいということが全ての予測の大前提になります。いろいろ違う手段で建屋の影響などを調べるとか、風向への影響が客観的に評価できると本当はいいのですが、どうしたらよいというのはないのですが。

○顧問 気象観測について少し心配だというご意見です。それを踏まえて調査をお願いします。準備書での対応ということでよいですか。

○顧問 まずデータをしっかりとって、解析してください。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 今から上層気象を測定するという事はないですか。

○事業者 今のところは考えてございません。

○顧問 煙突の高さが59mと低いので、通常以上の調査、予測はしていただきたいと思います。煙突が59mと低いものを計画されている割には、ほかの地点と比べて調査が乏しい気がします。煙突が高いところでも、ほとんどが上層気象を観測されています。それに比べて、少し物足りないと感じます。

○顧問 煙突高さの風を1年間しっかり測ってもらいたいと思います。それ以上に懸念するのが、煙突よりも隣のタービン建屋の方が高いですよね。しかも、10倍以内の距離にあるので、それによって、建屋の影響で風向がかなり変わります。現地で59m高さの風を測ってみないとわからないと思います。地上気象の風向をそのまま使って上に上げていくというのがそもそも正しいかどうか、これでは全然わからないなということが一番懸念される場所です。

○顧問 補足説明資料1. に「59mの低煙突にしたのであれば、配慮書の段階で複数案

を検討した方がよかったのではないか。」とやさしく書いてありますが、私は決してやさしくいったつもりはありません。これは非常に重要なことで、煙突の高さを変えて、大気汚染と景観で複数案を検討するということは一般的にされてきたのですが、それは100mを超えるような中煙突の場合にしてきたわけです。その場合は特に年平均などでやってもほとんど差が出ないのですが、それでもやられていたわけです。

ここは59mという、火力発電所にとってはまれな煙突を提案しているにもかかわらず、そういう検討をされないで、1つの案で出されてきたというのは、配慮書段階における複数案の検討というのをちょっとないがしろにしているのではないかと思います。ここそ配慮書段階で59mがどうかというのを、それも年平均ではなくて、建物の高さをいろいろ変えたり、後で書かれていますが、ボイラー直上型とか単筒身型、これらをいろいろ変えて、それでも59mでいいというのを出していただきたいかった。

補足説明資料1ページの下表ですが、これは何のために出されたのかがわからない。これは59mでいいということを言いたいのか、59mでは低いということを言いたいのか。これを見ると、8ケースのうち7ケースが80mとか90mの高さになっているので、むしろこの表を出されたということは、59mはほかと比べて低いですというふうにとれるんです。これはどういうつもりで出されたのですか。

○事業者　今回、煙突の高さとしましては59mという計画が基礎計画としてあります。

配慮書の段階では設備の配置等がまだはっきりしていなかったというところがありまして、煙突の高さは固定していたのですが、その時点で複数案の検討はできなかったというのが正直なところです。

こちらの表ですが、現地調査の際にご意見をいただきまして、事業者として、建物ダウンウォッシュのことを何も考えずにやっているということではなくて、経産省のホームページに審査書等の中でいろいろ取り組まれたケース、その予測の結果などが記載されていまして、そういったものは確認はしていますという意味で入れました。例えば、59mの妥当性を示すとか、そういった意図があるものではありません。

○顧問　前半の方ですが、建屋配置など詳細は決まらなくても、そこで想定すればいいわけです。こういう形、こういう形と机上でできる話ですから。それが配慮書段階の複数案の検討の本来あるべき姿で、別に決まらなくてもできるということです。

それでこの表は、ダウンウォッシュのことも頭に入れておくことを示すために出したということですか。それはむしろ当然の話で、低い煙突の場合、ダウンウォッシュ

ュは考えていただかないと困ります。今まで脱硝装置とかいろいろつけてNO_xの排出量を抑えても、ほかの地点ではせいぜい80mとか90mの煙突にされていて、その中で59mを出してきたとしかとれないのです。

- 事業者　　そういう意図はありません。そこは考えが少し浅かったかと考えております。
- 顧問　　補足説明資料9ページに温排水が比較されていますが、浮上点の水温が第1案が1.8℃、第2案が1.7℃。流速が第1案が0.78m/s、第2案が0.42m/s。第2案の方は水温も低いし流速も小さいということは、熱量は同じだから幅が大きくなっているんでしょうか。水深も10mと8mでそんなに変わらないのに大分面積も違っていますね。希釈値ということは、流速は大きくなっているような感じがしたのですが、まだ簡易比較だからということですか。
- 事業者　　第1案の方は、水深は8mのところから、護岸から直接スロットで出していて、第2案の方は、水深10mのところからマルチパイプで出しています。その差で、最初の放水流速は一緒なのですが、マルチパイプの方が少し分散されるという考え方を持っています。
- 顧問　　かなり分散されていますよね。
- 事業者　　そうですね。3本に分岐します。
- 顧問　　その割には、拡散面積は極端に違いますね。1.7m/sと1.8m/sでそんなに変わらないのにという気もするのですが、流速はちょっと小さいような気がする。これから詳細な検討をお願いします。
- 事業者　　これから3次元をしっかりと計算して確かめていきます。
- 顧問　　そのときは、流速の分布を実験でも測るようお願いします。
それから、洗掘の対策ですが、十分な対策をお願いします。
- 顧問　　補足説明資料26ページに、放射性物質の環境影響評価をしないというところがあるのですが、海底の底質の値などを見るとかなり低くて、漸減しているということであれば余り問題はないのかもしれませんが。しかし、今の放出口についてですが、深いところの値がどうなっているかわからないということもありますし、工事中に底質を拡散させないような対策をとっていただきたいと思います。
- 事業者　　現在、発電所を計画しているところは海で、今年の10月過ぎから国交省の方で前面の海域を浚渫して、それで埋め立てることになっています。そのところにつきましては、ある意味で地面ができていませぬので、現状については今は把握できていま

せん。今のお約束では、国交省と福島県の方で埋め立てしますので、そのときに測定していただくことになっています。

それから、工事中の拡散ということにつきましては、我々が海に直接触れるところは取水口のところと放水口のところですが、そこについてはネットなどを張りまして、拡散しないような対策はしっかりとりたいと思っています。

○顧問 よろしいですか。

○顧問 はい。

○顧問 県知事意見の総括的事項（3）の後半ですが、「その規模を決定した経緯及び国の温室効果ガス削減目標の前提となったエネルギーミックスとの関連を示すこと」というコメントがつけられております。この辺は今後、審査で非常に重要なポイントとなってくると思います。

それで、方法書267ページに、温室効果ガスに関して何をやるかということが書いてありますが、2つ目のポツに、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長会議取りまとめとの整合が図られているかどうかを検討する」ということで、それは検討していただくのですが、ポイントは3つあったはずで、1つはBATとの比較で、それは方法書にも記載されていますが、2つ目として、中期目標の2030年目標との整合性、2050年目標との整合性、この3つのポイントを準備書においてはきちんと書いていただきたいと思います。

それから、2030年目標については、発電事業全体で二酸化炭素の排出量がこういう数字と出てきていますので、各発電に対してもどのくらいだという値が出てきているので、それに対してどのように考えるのかという考え方も多分問われてくると思いますので、その辺の記載をよろしく願いいたします。

○事業者 基本的には、全国の話ですので、我々、一事業者だけでどこまでできるかわかりませんが、今まさに国の方でも、また、発電事業者というよりは、小売事業者でもいろいろ議論が進められていますので、我々としてもしっかりその辺をフォローアップした上で、きちんとその辺を遵守できるようにしていきたいと思っています。

○顧問 準備書の段階で整理して出していただけるとのことですか。

○事業者 準備書の段階ということになると、恐らく来年の春だと思えますが、来年の春の段階で、今まさに経産省や環境省が、この辺でエネルギーミックスとか、この前も新聞に出ていましたけれども、石炭火力を50%とかいろいろ議論されていますので、ど

ここまで書けるかというのは今お約束するのはなかなか難しいと思いますが、その段階である程度国として方針が出ているものに対してはきちんとコメントさせていただきたいと思います。

○顧問 経産省の方で何かありますか。

○経済産業省 今の時点でどこまで言えるかというのは、事業者と同じなのですが、今まさに自主的な枠組みを作られたところなので、この準備書が出た段階でどのような状況になっているかを踏まえて検討していただくものと思います。

○顧問 補足説明資料11ページに、(3) 植物の野生、植栽等の区分について追記をしたということで、見やすくなって結構なのですが、前回、現地調査のときに、こういった種が落ちているのではないかとということ指摘したと思います。それについてのコメントが書かれていません。例えば、重要な種のタブノキ、シラカシであるとか、現地にありますので、それを入れていただきたいと思います。

県知事からの意見2ページの(5)のイに、「それらの文献に記載されていない事項や不明な事項があれば、自社で調査を行うこと」と明記されていますので、こういった形で補足の追加のようなことを、これは植栽の方にも関係してくる種でありますので、是非そういった形でやっていただければと思います。

○顧問 現地調査のときに顧問が指摘された件については、いかがですか。

○事業者 現地の際に、確かにご覧いただきました。「LNG基地調査結果」に書かれている調査範囲について、私どもも具体的にどこまで見てできたものかというところが完全に把握できていないところがございます。その際に、恐らくご覧いただいたところが相馬港湾の旧緑地帯で、その後確認したのですが、津波の被害を受けた後に、まずは周りのインフラを直すということが先にありまして、そこは放置されていまして、今もそうなのですが、あのような感じになっています。とは言いつつ、あそのリストに入っていないもの、その場を代表させるということで、こういう図書を作成していますので、自主的な調査というものを実施してございます。こちらは計画段階環境配慮書を作成していたときにも、福島県から今回の知事意見と同じような形で、不足しているデータ等については補足するように努めてくださいというご意見をいただいている関係で、そういったものを補完すべく調査の方を今実施しているところです。

こちらの結果につきましては、準備書の段階では、文献の資料のような形で、今回の調査を補足するような形で記載できればと考えております。

○顧問 こういった植物の調査は、貴重種がなかったからということがよく言われるのですが、そうではなくて、予定地内あるいは隣接地域に、特に植生が重要なのですが、どういうものがあるのかということをしちんと把握して、それを環境整備の方に利用していくということがあります。特にあそこの海岸沿いにちょっとした海岸林がありましたので、ああいったところもきちんと把握をして、植物の個々の種だけではなくて、植物群落といいますか、植生としてとらえていただきたいと思います。

特に、自然環境保全基礎調査が利用されているわけですが、あの調査は粗いので、そして実際のデータが出ておりませんので、そういったところも代表的なところの植生調査等をする、その辺のところはより見えてくるのではないかと思います。是非よろしくお願いします。

○事業者 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

○顧問 方法書では動物・植物を選定しないことになっているのですが、自主的に調査をするのですね。その回答を資料の中、文献の中に入れるということになると、少し意味合いが違ってくるのですが、現地調査の結果として、表は一緒にしてもいいですが、準備書の中では現地調査をしなかったようなイメージの仕上がりではなくて、きちんと現地調査で確認しましたということが分かるようにしてください。

○事業者 ありがとうございます。そのように考えております。

○顧問 方法書20ページ(10) その他②緑化があります。工場立地法に基づいて環境施設を造るということですが、まだその配置等は決まっていないと思います。準備書の段階で結構なので、環境緑地、環境施設、その配置が明らかになりましたら明示していただきたい。あわせて、植栽の手法をどうするかということで、こういう海岸埋立地の場合はそれまで海だったところで植栽するわけですから、土壌基盤条件がどういうものか、それは盛土材の種類によりますが、塩分濃度が高いとか、潮害を受けやすいとか、特にそういう問題が多くて、植栽をしても下手すると全滅したりします。

基盤土壌の植栽上の土壌分析は盛土材ごとに必要かと思います。あるいは、必要であれば、良質土をその上に盛土した中に植栽するとか、樹種選択も、潮風に強い植物を植えないとまず枯れてしまう。そのことを知るためにも、先ほどの顧問ご指摘したような、周辺で今まで育っているものを調べるということはすごく大事で、そういうものから樹種選定することが必要かと思います。

○事業者 了解しました。今、隣接する松川浦の方で津波をかぶってかなり植物がやら

れてしまって、その復興をするためにNGOが入って、今、そちらについてもご指導
いただくべくコンタクトをとっています。その辺を踏まえて、どこまでできるかですが、
やってみたいと思います。

○顧問 方法書252ページと253ページの水質調査の観測地点ですが、北の方しか測って
いないという感じを受けるのですが、何か理由があるのですか。

○事業者 相馬共同火力との重合も考えた範囲としていまして、我々の温排水の予測範
囲と相馬共同火力の温排水の拡散範囲を考慮した形になっております。

○顧問 データ的には両方ともとれるのですか。

○事業者 北に出ますので、それが全部包含されるような形になっています。

○顧問 南の方もデータはとれるのですか。

○事業者 いえ、南の方は温排水は行かないという予測が出ています。

○顧問 流れはどうなっていますか。

○事業者 流れは南も北もありまして、この両方を考慮した上でも北の方に偏っていま
す。

○顧問 一般排水は埋め立てたところから出るんですよね。それは全然関係ないと見て
いるわけですか。

○事業者 そうです。港内にほとんどとどまるような形で、少ししか出ないだろうと思
っています。

○顧問 測っておいた方がいいような気がするのですが。

○顧問 顧問の強いご意見ですけれども。

○事業者 検討してみます。

○顧問 この海域の流況のデータというのは、平成7年の港湾計画のときに提出された
ものですよ。平成5年に取ったデータと記載があるので、それ以後新しくできた港湾
の中の流況や水質のデータはないということですね。

海域類型指定のところがA類型と書いてあるのですが、普通、埋め立てたら、そこは
A類型ではなくなると思います。データを見ても、割にきれいな数字があるので、かな
り古いデータだと思います。

従って港湾に突堤を造った後の測定結果がないという気がするのですが、仮にそうで
なくても、先ほどの顧問がご指摘したように一般排水は港内に出ますよね。恒流は南
流であると書いてあることから考えても、港湾の中で影響を受ける可能性が高い。1点

ぐらい測定した方がいいという気がします。

252ページに水質調査地点がありますが、南の方には測定点がないですね。一般排水の排水口の前面ではあるのですが、北の方はこんなに沢山測定しなくてもいいのではないかとこの感じがします。

○顧問 温排水が入っている。

○顧問 温排水は割に拡散範囲は狭いですしね。むしろ、南流が卓越していると、もう少し南の方に1つぐらい移したらどうかという気がします。ご検討いただければと思います。

○顧問 お二人の先生方からご指摘を受けていますので、ご検討ください。

○事業者 検討させていただきます。

○顧問 方法書38、39ページの工事用車両の運行ルートに当たる国道6号線のことで伺います。左上に表3.1-13がありますが、図中番号4と5というのは国道6号線の4と5ですから、39ページの地図上の4と5、ここで測定されたデータがあるということです。

この表では、ハイホン記号は環境基準の類型指定とか騒音規制法の指定がなされていないことを示すと書いてあるのですが、一方、158ページを見ると、これらの地点は指定区域内となっているように見えます。騒音規制法の指定があるということと、類型指定が本当はないのかなというのを疑問に思いました。それが1つ目の質問です。

もう1つは、方法書38ページの騒音値が昼間76とか77dB、夜間が74とか75dBと非常に高い数字です。交通量の表が133ページにあって、上の表ですが、一般国道6号は24時間で1万2,600台となっています。それは国道として普通だと思いますが、大型車混入率がやけに高いですね。26%、4分の1ぐらいあります。この道路は4車線道路ですか。そうすると幅20mとしても、騒音レベルはこんな大きな数字にはならない。私の単純計算でいくと、70dB前後になるのではないかと。これはかなり高い測定値になっていると思います。

これから準備書を作られるときに現地調査に入られるのですが、240ページに測定ポイントの図があって、国道6号線のところの2カ所測定ポイントが書いてあります。測定結果がかなり高くなることが予想されると思いますので、測定とあわせて、例えば、路面の状態や速度が何か特異な条件になっていないのかどうか、そういうことを調査して、準備書の段階で考察ができるようにしていただければと思います。現状の計算値と測定

値が合えば問題ありませんが、今の状態ではかなり高い数値が出ていますので、そういうことをしていただきたいと思います。

質問としては、類型指定とか騒音規制がかかっているのだけれども、表には何も書いていないということ。それから、騒音値がかなり高くなっているということで、将来、高い騒音の測定値が予想されるので、現地調査のときにはその原因となるものを考察できるように調べていただきたい。この2つです。

○事業者 1点、修正がございまして。今、顧問からお話しいただいた点で、騒音規制の件ですが、先ほどご指摘いただきました自動車騒音の158ページの類型のところを色分けして入れているわけがございまして、C区域としておりますところの黄色く塗ってある部分、ちょうどこちらは国道6号線を挟んで右側ですが、こちらは類型がかかっていないところという誤記がございました。後ほど確認してそういうことがわかりました。そういう兼ね合いがありまして、先ほどの3章の数値のところは、これは福島県の白書に載っていたデータですので、こちらは正しいデータと思います。

そこで、経緯を申し上げますと、平成22年度の福島県の騒音調査結果というのは、類型指定で環境基準を超えているというコメントが書いてあったので、配慮書の中にはそのように記載していたのですが、そういったことでここは素直に記載していたところ、福島県から、どうもそちらの記載が誤記であったというお話をいただきまして、方法書では、こちらの表の方は特にコメントを入れて修正していたのです。類型指定の方の図が修正が足りませんで、こちらにつきましては準備書の段階で正しいタイプの区分にします。まずそれが1点でございまして。

測定結果と地域の交通の状況について、道路の車線としては片側1車線の道路になっている状況ですが、22年というのは震災が起こる前ということで、現在はさらにこれに加えて、復興のための大型車も大分含まれているということは現地で確認できております。したがって、そちらの方につきましては、先ほどの道路の状態であるとか、自動車の速度であったりというところは、その後につきましてはの予測での現況再現にも当然用いることになると思います。そこにつきましてはその段階で確認を行いながら検証して、現況再現できるようにしたいと考えております。

○顧問 分かりました。調査地点が240ページにありますけれども、この近くに住居はあるのですか。

○事業者 この地点の選定につきましては、最も住居が近いところを選んでおりますの

で、そのようになっております。

○顧問 分かりました。では、規制がかかっている、かかっていないにかかわらず、騒音値はかなり高いということ意識した上で、準備書で書いていただいた方がいいと思います。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 知事意見には海鳥関係の話が出ていますので、こちらも現地で確認して調査をしていただきたいと思います。

○事業者 先ほどと同様でございます、補足という形で、実は福島県の審査会の段階でこちらの専門の先生の方から意見をいただいておりますので、こちらの視点も含めて、基本的にはあくまでも海域の動物という扱いはございませんが、一般鳥類として扱いたいと思っております。

○顧問 機械の稼働時の騒音について、現地するときにも申し上げたのですが、熱回収ボイラーが屋外に出ていて、それがメインの騒音源になろうかと推測されます。できるだけきちんとしたデータを収集してくださいと申し上げた記憶があります。それに合わせて予測するときに、この方法書自体は、音の伝搬理論に基づいて予測するという事ですから、それ自体は何も意見はありませんが、それを具体化して準備書に進むということだと、距離減衰や建物が結構複雑になっているようですから、それを回折効果に見込むということがあるかもしれませんし、地表面の空気吸収というもので、距離減衰に比べても、コンパラブルとは言いませんけれども、数値として出てくるという場合にはそれなりに区分をして、ここが回折の大きな影響であり、騒音源と最寄りの影響のある地域との関係から、こういうものを考慮しましたということがわかるようにすると、非常によろしいかと思えます。

○事業者 ありがとうございます。騒音の予測の方では、昨今はISO9613-1と2とか、そういうところの超過減衰の取り扱いもより詳細になっていますので、そちらの方も考えながらやりたいと思っています。

<環境影響評価方法書の審査書（案）の説明>

○顧問 審査書案7ページのダイオキシン類についての記載ですが、20km圏内におけるダイオキシン類の状況ということですが、方法書36ページには一般環境での大気調査は

行われていないと記載されています。そして、相馬市においては事業所の3地点で測定しているということです。その事業者での測定というのは、大気環境基準の適用地区なのでしょうか。

それから、20km圏内で一般環境では測定されていないということですが、廃棄物処理施設というのは1カ所の事業所でしか測定されていないのでしょうか。他にはないのですか。

○顧問 事業所の中で測ったものを環境基準と比べるのはおかしいです。環境基準の適用はされないのですから、ここの書き方がよくなかったかと思います。

○経済産業省 事実関係を確認して、修正します。

○顧問 審査書案11ページの地質の状況で、陸上の状況の土壌の名前ですが、耕地土壌である「黒沼土壌」というのは、「黒泥土壌」の誤記だと思います。そこを直していただきたいと思います。方法書についても同様に、55ページの(2)地質の状況の①陸上の状況の3行目です。図の方は、59ページの右側の凡例の一番右の下にも「黒沼土壌」と書いてあります。

○事業者 調べます。

○顧問 よろしくお願いします。

もう1点ですが、先ほどのCO₂排出の話を通し返すように申しわけないのですが、天然ガスコンバインドサイクルは単体としては問題のない高効率の発電設備なのですが、新設なので、やはりCO₂排出が増加するわけです。これについては老朽火力の廃止をもう少し強く言わないといけないのではないかと思います。老朽火力の廃止あるいは稼働率の低下ということで、この新設の高性能の稼働率を維持するということが排出削減上とても重要ですが、その意思を審査書に書くというのなかなか難しいので、たとえば勧告に書くということではできないのでしょうか。

○経済産業省 アセスは個別事業に関して審査しているものです。繰り返しになりますが、今まさに自主的枠組みを電事連を含めて35社でやっているところですので、その動向を見守るという理解でいます。このアセスではあくまでも福島ガス発電所ができる範囲での努力ということになります。そういうことを踏まえて、できることはしますし、できないことはできないということになろうかと思います。

○顧問 ここの電気がどうなるかというのは、まだ決まっていないのですか。東京電力に売るとか、そういう話ではないわけですね。

- 事業者 基本的に、首都圏のPPSと契約して販売したいと考えております。
- 顧問 小売がどこになるかが決まらないと、評価もできないということですね。
- 事業者 100%決まっているわけではございませんが、今、PPSの方を見ている、東北地方には売電余地はほとんどありませんので、実質は首都圏に持っていかなざるを得ないと考えています。

この前の電事連等の実行計画の原単位0.37kg-CO₂/kWhでしたか、そういう話もございまして、当社は0.33kg-CO₂/kWhぐらいなので、恐らく自動的に、おっしゃられたような老朽火力とかいろいろな調整が行われるとは思いますが、そのところについては言及できないということで、済みません。

- 経済産業省 事業者が、老朽化火力について言及できないと思います。また、当課がお答えできる立場ではないということをご理解いただければと思います。
- 顧問 逆に言いますと、準備書においては、事業者がどういう努力を頑張ったのか、その辺が明確に分かるように書いていただきたいと思います。
- 事業者 了解しました。

- 顧問 準備書の段階で、例えば周囲の状況がどうなっているかが分からないので、そのときにもう一度検討していただくということですね。

- 顧問 審査書12ページの②、「そのうち、「LNG基地調査結果」では、ミサゴ、ノスリ、ハヤブサ等の猛禽類やヒバリ等が確認されているが、いずれも対象事業実施区域の上空通過若しくは周辺である」は少し引っかかります。

補足説明資料とかの資料を見て言いますと、例えば、ミサゴとかノスリ、あるいはハヤブサなどは特にそうですが、上空の通過なのだけれども、実際にはハンティングしていることもあり得るわけです。それが全部「通過」とされてしまっているのか。ここはほかの記載の状況からいくと、「ヒバリ等が確認されている」ととめたいかがでしょうか。後ろの「いずれも対象事業実施区域の上空通過若しくは周辺である」という説明は要らないと思います。それが1点です。

生態系の状況のところ、14ページ、今度は「上位の消費者として、オオタカ、サシバ、ノスリ等の猛禽類が生息している」はこのままで結構ですが、2つ目の論点は、先ほど現地調査で確認するということになったら、これは準備書に書かなければいけません。

そのときに、評価項目としては取り上げていないのだが、自主的に取り上げるという

ことで、調査の内容、調査の範囲、調査の時期とか、しっかりと調整して書いてください。自主調査の項目を見ると、動物は入っていませんから。

それから、いつ調査されたのかというのもよく分からないのですが、調査の地点や範囲は出ていますが、時期や頻度を考えたときに、準備書としてそれをそのままデータとして補足説明資料にあるように追加で書き込みますでは済まないと思います。準備書を作るときには、現地調査の範囲等々、通常の準備書に記載するような内容に合わせて、必要な調査をして記載していただくということになると思います。

○事業者　ありがとうございます。そのようにいたします。

○顧問　最後に「調査の予測、手法が概ね妥当である」とまとめられていますが、最初に顧問と私が申した煙突の高さが59mの割には気象の調査や大気予測が少し物足りない感じがします。ここは「気象予測や大気予測に関しては調査、予測をより綿密にすること」という一文があればと思います。

○顧問　それを入れていただければ大変ありがたいと思います。次は、もう少し気象をしっかりと調査するようなコメントとして残していただけるとありがたいと思います。

○事業者　「煙突の高さを勘案して、気象や大気についての調査を綿密にする」という記載ですか。

○顧問　今の事業計画の59mという煙突にしては、気象観測も上層気象がないし、大気予測も通常どおりの予測にとどまっているので、59mという煙突を計画するのであれば、ここで書かれている以上の調査が必要だという意味です。

○事業者　調整させていただきたいと思います。

○顧問　事業者にはなくて、これはむしろ経産省に言っているのです。

○経済産業省　先生のご意見は現地調査でも伺っておりますし、今日の顧問会でもご指摘をいただいております。また、知事意見もいただいておりますので、それらを踏まえて対応すること検討したいと思います。

○顧問　大気、気象はそれでいいとして、水質の調査点についてはどうですか。

○顧問　水質の南側の調査点についてもご検討ください。

○顧問　事業者は事業者で検討することになると思いますが、「調査、予測、評価の手法について大臣の助言」の適用事例がこれまで一向にないと思います。こうした指摘は「助言」には馴染みませんか。

○経済産業省　即答できませんが検討します。今回は、顧問会の意見も踏まえて勧告と

いうことで対応したいと思います。

○顧問　それでは、先生のご意見を踏まえて、もう一度審査書案を見直していた　だく
　　ということで、よろしいでしょうか。

○経済産業省　かしこまりました。